

必ずプリントアウトしてお手元に保管してください

【保存版】



# フローレンスの 病児保育

発達支援プラン  
ガイドライン

【料金・利用案内】

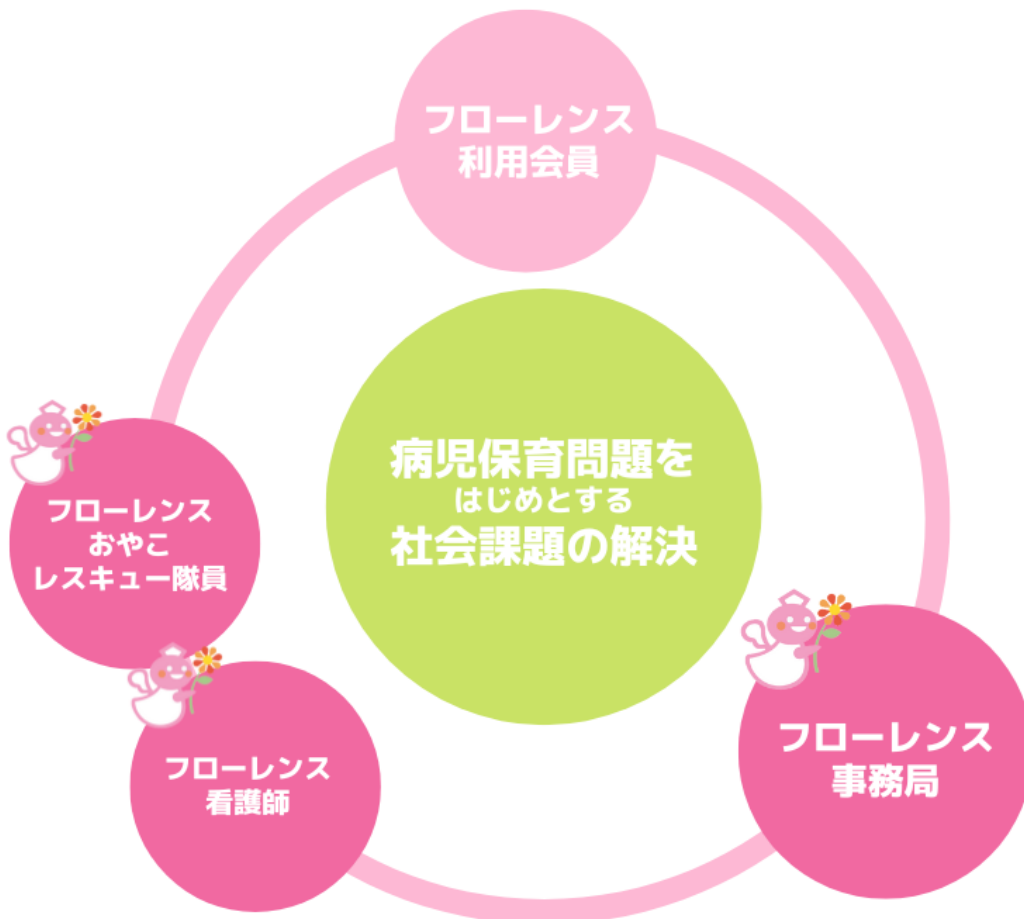
こどもたちのために、日本を変える

**Florence**

## フローレンスの病児保育憲章

1. こどもの病気は丈夫な体を創るために必要な発達プロセスです  
だから誰も悪くありません
2. こどもの病気は親だけでみるべきものではありません  
だから安心して病児保育のプロに任せていいのです
3. こどもの病気は親子のピンチ  
ピンチの時はみんなで助ける社会が良い  
だから病児保育は社会にあってあたりまえのインフラです

私たちは利用会員のみなさんも社会課題の解決と一緒に目指す  
クルー（乗組員）であると考えます



## 発達支援プランの概要①

- ◆より手厚い見守りが必要なお子さんの病児保育プランです
- ◆保育スタッフ（おやこレスキュー隊員）による1対1の保育に加え、看護師が必ずお伺いし、ご自宅にて病児保育をサポートします。
- ◆自宅で1対1で保育を行うため感染症でもお預かりできます。

※麻疹(はしか)、新型コロナウイルス感染症に関してはお預かりを行っておりません。（感染疑い、潜伏期間もお預かりを行っておりません）お預かり時に受診等で発症の可能性が生じた場合は、速やかにご帰宅をお願いいたします。

### 発達支援プランの 成り立ちと仕組みについて

わたしたちは病児保育事業を立ち上げた当初から、「すべての家庭に病児保育」を届けたいと考え、活動してきました。

しかし限られた人員・リソースで病児保育を運営する中で、おやこレスキュー隊員1人で安全にお預かりすることが難しいお子さんの場合、入会をお断りせざるを得ない状況がありました。そのたびに、「わたしたちにこの子を、保護者を支えられる力があれば・・・」と、自分たちの無力さ、受け入れ体制の不十分さへの悔しさに打ちひしがれました。

そして、2014年4月に、ようやく体制を整えることができました。培ってきた病児保育の技術をベースに、おやこレスキュー隊員の他に看護師が訪問することで、障害やその傾向があるお子さん、慢性疾患のあるお子さんに病児保育を行っております。

この「発達支援プラン」は「誰もが子育てと仕事を両立できる社会」に向けた、わたしたちの挑戦です。フローレンスは、病児保育を通して、すべての親子が笑顔で暮らせるよう、常に挑戦していきます。

看護師が訪問することで、お子さんの経過を見守りながら、安心安全にお預かりすることができます。  
（日中の保育はおやこレスキュー隊員が行います）

### 発達支援プランの特長

障害や慢性疾患等をお持ちのお子さんにも病児保育の門戸を開き、看護師が訪問することによって、安心・安全な保育が可能となりました。

～月会費は以下のように使われています～

- 月1回目の病児保育利用料（9:00～17:00の8時間）の補てん
- おやこレスキュー隊員の採用・育成
- 情報管理（会員専用サイト）のためのシステム運営
- 安定した病児保育提供のための事務局・訪問看護ステーション運営
- 万が一の事故に備え、損害賠償などを補償する保険に加入

前日夜20時までいただいた病児保育のご依頼に対し100%対応保証(※注1,注2)します。  
※注1前日夜20時までのご依頼に対し、当日朝8時までにお応えできなかった場合は、下記の「フローレンスクーポンの概要」記載のクーポン（「フローレンスクーポン」）を配布します。ただし、フローレンス パンデミックモードの宣言下においては、フローレンスクーポンの配布対象とはなりません。  
ただし、フローレンス パンデミックモードの宣言下、および、利用会員規約第11条に当てはまる場合においては、フローレンスクーポンの配布対象とはなりません  
※注2おやこレスキュー隊員が派遣できた場合はクーポン配布の対象外です。

### 【フローレンスクーポンの概要】

#### 1.お使いいただける対象サービス・対象料金

フローレンスの病児保育サービスの保育料（月会費・更新料その他保育料以外の料金等には使用できません。月1回目の病児保育利用についてフローレンスクーポンを使用する場合、無料枠(9:00～17:00)以外の利用で発生した保育料に限り使用可能です。）

#### 2.額面・枚数

20,000円分・1枚（フローレンスの病児保育サービスの保育料20,000円を上限として使用可能です。）

#### 3.配布時期

ご依頼にお応えできなかった月の翌月～翌々月に配布

#### 4.有効期限

クーポンの発行日より1年間有効

#### 5.発行回数

同月内に複数回のお断りが発生した場合でも、1枚のみの発行となります。

#### 6.利用方法、払戻しについて

利用対象の保育料がクーポンの額面（20,000円）未満であっても、差額の払戻しはございません。

#### 7.分割利用について

フローレンスクーポンは、1回使い切りとなります。1枚のフローレンスクーポンを複数回の病児保育に分けて使用することはできません。

#### 8.その他

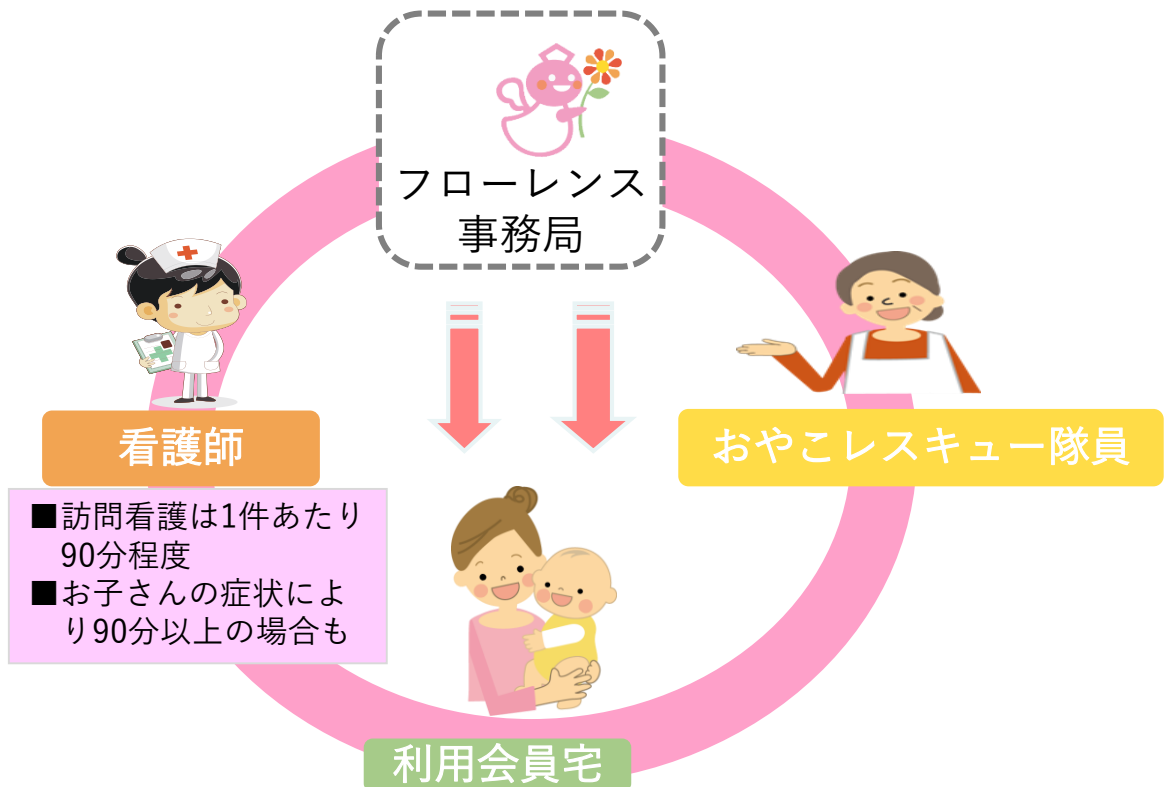
フローレンスクーポンを使用することができるのは配布を受けた利用会員のみであり、他の利用会員による使用や他の利用会員への譲渡等はできません。その他、フローレンスクーポンの使用の詳細については発行時にご案内します。

### 発達支援プランの利用について

- 入会にあたっては、お子さんの健康状態を確認させていただきます。
- 前日20時までにご予約いただいた場合、翌日のお預かりが可能となります。
- お預かり前に受診いただき、第三者預かりが可能かの確認をお願いします。

#### 対象条件

- ・東京都23区内及び東京都・近隣県の一部地域にお住まいの方  
でご自宅での受入が可能な方
  - ・フローレンスのメディカルチームにより訪問看護が必要との  
判断があり、主治医から訪問看護指示書が発行可能なお子さん  
(入会時にご説明いたします)
- ※訪問看護のご利用は、フローレンスの保育をご利用時に限り  
ます。



#### ◆注意事項◆

- 当日看護師が不在の場合はご利用いただけません。
- 保育園へのお迎えには対応していません。
- 各種オプションはご利用いただけません。

## ●ご入会及びご利用の継続が難しいケース

1. 1歳未満のお子さんで、自宅内での喫煙者がいる場合  
乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）（厚生労働省平成24年10月）  
に準拠し、ご入会いただくことができません。
2. 特別な医療行為が必要な場合  
おやこレスキュー隊員は、医療従事者ではないため、医療行為は行えません。  
例：
  - ・体内外にチューブやカテーテル等の医療器具が挿入されているお子さん
  - ・医療的ケアが必要なお子さん
  - ・在宅酸素が必要なお子さん（一時的使用も含む）
3. フローレンスのメディカルチームにて、第三者による1対1の病児保育が困難と判断した場合  
休会のご提案や、場合により入会をお断りすることがあります。  
例：てんかんの診断/疑いがあるお子さん
4. 虚偽の報告があった場合  
ご入会后に虚偽の報告が認められた際には、退会勧告をさせていただく場合がございます。  
※健康状態に変化（入院・アレルギー追加等）があったときは必ずフローレンスにお申し出ください。

## ●病児保育の利用ができないケース

1. 病児保育に当たらない次のような場合はご利用いただけません。  
定期検診・定期観察のための受診付添・食物アレルギー等負荷試験の付添・予防接種・感染予防等
2. 停電、断水、ライフライン停止の時はお預かりをお受けすることができません。  
※季節によってエアコンを使用いたします。

その他、利用会員規約第11条に当てはまる場合もご利用できません。

## ●病児保育利用時に保護者在宅またはおやこレスキュー隊員2名体制で対応するケース

以下に該当する場合はおやこレスキュー隊員1名での保育が困難であると判断し、保護者の方へ在宅を依頼します。

1. 対象児が障害や特性等により、専門的な移乗等の介助の必要が発生する場合
  2. 対象児の発達特性により、対象児及び保育者に怪我のおそれがある場合
- 保護者の在宅が困難な場合は保育時間のうち必要な時間帯に、保育者を加えて1名派遣とし、ご加入されているプランの保育料に対して1.5倍の料金を請求させていただきます。



### ●フローレンス パンデミックモード

過去複数年の数値と比べて、特定の感染症が120%を超える場合、または複数の感染症で100%を超える場合などの感染症の大規模な流行が発生した場合、フローレンスでは、これを「フローレンス パンデミックモード」とし、フローレンスの判断により、会員に向けてメールにて宣言の通知を行います。この宣言下においては、前日20時までのご依頼に対し、お応えできなかった場合であっても、ご利用の有無に関わらずフローレンスクーポンの配布はいたしません。また、予約受付時間等変更になる場合があります。詳細はパンデミックモード宣言時にお知らせします。

なおフローレンスがフローレンスパンデミックモードを宣言していない場合でも、状況により上記のような対応とさせていただく場合がございます。

### ●指名制・担当制はお受けしていません

「病児保育」は突発的な特性があるため、担当制ではありません。事務局にて利用家庭とおやこレスキュー隊員のマッチングを行います。

### ●与薬

弊会では、保育所運営の基準となっている「保育所保育指針解説書」を参考にしております。保育中におやこレスキュー隊員による与薬のご希望がございます場合は、必ずお薬と共に与薬依頼書をご用意ください。

### ●代行受診

フローレンスの代行受診とは、おやこレスキュー隊員が保護者に代わってかかりつけ医を受診することです。ご利用開始までに保護者による受診が難しい場合や、保育中に症状変化があり受診が必要な場合などにおやこレスキュー隊員が代行受診を行うことが可能です。代行受診の際には、原則として医師の指示に従うことに予めご了承ください。

※おやこレスキュー隊員による受診について、ご家族以外の第三者が受診可能であることを事前に保護者の方からかかりつけ医にご確認ください。

※お預かり中にお子さんの病状変化があった場合は、保護者の方にご連絡します。受診先医師より保護者のご帰宅要請があった場合や救急搬送時は受診先（搬送先）へお越しいただく必要があります。

### ●生後6ヶ月未満のお子さんのご利用

生後6ヶ月未満（早産の場合は修正月齢で判断）のお子さんは、保護者によるご利用前受診が必須です。また、最終受診日から3日以上症状が継続している場合や症状が悪化している場合は、ご利用前に再受診をお願いいたします。

お子さんの病状が悪化している場合は、受診のため状況に応じて保護者の方にご帰宅を依頼する場合がございます。

### ●ごきょうだいでのご利用

フローレンスの病児保育はお子さん1人に対しておやこレスキュー隊員1人の保育となります。ごきょうだいで同日にご利用の場合は、それぞれご予約いただく必要がございます。

また、小学生以下のごきょうだいがご病気でご自宅に滞在される場合は、必ず保護者もしくは保育者の方がご在宅の上、看護いただけますようお願いいたします。（ご病気以外の理由でご在宅の場合は不要です）

保護者もしくは保育者不在で健康なごきょうだいが在宅される場合は、フローレンスへの登録の有無に関わらず、下記の2つの条件両方にあてはまる場合のみ可能です。

- ①健康なごきょうだいが就学児以上であること
- ②健康なごきょうだいが身の回りのこと（排泄、食事等）がご自身で出来、大人の見守りなしに在宅ができること

### ●メール・パソコンなどの環境

病児保育の予約はWEB上の会員専用サイトからのみとなります。また、請求内容や各種書類についても、会員専用サイトにてご確認いただきます。このため、WEB上の会員専用サイトを利用できない場合は入会いただけません。連絡はすべてメールで行います。重要なお知らせもメールでの連絡となりますのでフローレンスからのメールは必ずご確認ください。

※ドメインが@florence.or.jpからのメールが受信できるよう、セキュリティの設定を調整してください。

※メールアドレスが変わった時は、会員専用サイトからご自身で速やかに変更をお願いします。

※連絡先等の情報登録はお預かりのたびに確認をお願いいたします。災害等の場合にも、緊急連絡先が必要です。常に最新の情報に更新をお願いします。

※災害時は会員サイトの経過報告、災害用伝号版WEB171、Facebook、X（旧twitter）等で状況をお知らせいたします。



## 入会・利用について

### 対象年齢

月齢4ヶ月～小学校6年生  
※6ヶ月児未満の入会で早産（在胎37週未満）の場合は、  
修正月齢での判断となります。

### 対象エリア

P.4をご確認ください

### ご利用可能日

月～金曜日8時30分～18時00分 ※開始引き継ぎ15分、  
終了引き継ぎ時間10分を含む

※土・日・祝日および夏季・年末年始はお休みです

### お預り場所

ご自宅



## お申込～入会までの流れ

- ・お申込みいただいた方から順次、健康チェックを行います。
- ・訪問看護契約を交わす為、看護師がご自宅へお伺いいたします。  
お子さんの症状・状態に応じて、ベーシックプランでのご利用が可能と判断された場合は、プランを移行させていただきます。

WEBサイト  
よりお申込み

WEBサイトの入会お申込みボタンより、利用会員規約及び発達支援プランのガイドラインをご確認のうえ、申し込みフォームに添って、お申込みください。お子さんの情報入力のところ「発達支援プラン」をお選びいただき、既往歴等についてもご入力ください。

事務局にて  
健康チェック

ご入力内容を基に、お子さんを安心安全にお預かりできるか確認させていただきます。お子さんの症状・状態に応じて、問診にお答えいただきます。

訪問看護  
指示書発行

フローレンスのメディカルチームにより訪問看護が必要との判断があった場合は、お子さんの主治医へ訪問看護指示書の発行を依頼致します。

書類の提出  
情報登録

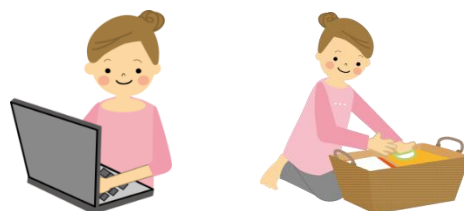
ご入会にあたっては、下記の提出と確認が必要となります。

- ・フローレンスが指定する訪問看護事業所との契約が必要となります。
- ・訪問看護ステーション規約、重要事項説明書、同意書の説明をいたします。
- ・入会の同意をいただき、お手続きを進めさせていただきます。

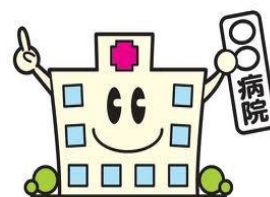
入会確定の  
ご連絡

書類のご提示、お支払方法の登録などが完了しましたら、【入会確定メール】にてご連絡します。入会日は毎月1日付けとなっています。

## 1 会員専用サイトより予約 【病児保育の準備】



## 2 お預かり前の受診 【フローレンスでの お預りが可能か確認】



かかりつけ医

## 3 ご自宅へのかけつけ お預かり



- 訪問看護は1件あたり90分程度
- お子さんの症状などにより90分以上の場合もあり

看護師



おやこレスキュー隊員

お預かり中の症状を  
共有し、安心・安全  
な対応をします。

ご自宅での保育

## 4 終了・引き継ぎ



予約時間/  
到着時間

前日15時～前日20時までの予約  
/当日8時30分～到着可能

※前日20時～の予約について、お伺いできるおやこレスキュー隊員及び看護師がいる場合のみ対応可能となります。  
対応可能なおやこレスキュー隊員がない場合はお断りすることがあります。  
到着時間については当日ご確認ください。

※感染症流行期など、予約件数が増加した場合は予約受付を早めに締切る可能性があります

※予約件数が増加した場合は、予約受付中であっても保育開始時刻を朝9時～に繰り下げする可能性があります

### ・ 前日15時～20時までに会員専用サイトから予約

朝8時30分から病児保育をご利用いただけます。

### ・ 前日20時以降に会員専用サイトから予約

お伺いできる看護師およびおやこレスキュー隊員がいる場合にのみ対応可能となります。

最短で朝9時過ぎからの開始となります。

## キャンセル

- 当日5時59分までのキャンセルは無料です。
- 当日朝6時以降は、キャンセルされた時間により以下のキャンセル料が発生します。

※小学生は別途消費税を加算いたします。

朝6:00-7:29 有料キャンセル1（予約受付時保育料の50%）

朝7:30以降 有料キャンセル2（予約受付時保育料の100%）

月初回（無料枠）利用時にキャンセルが発生した場合も、上記キャンセル料が発生しますのでご注意ください。ただし、利用回数には含みません。

- キャンセルはご自身で会員専用サイトの「予約」画面から操作をしてください。

## 開始時間の変更

予約された保育開始時間の2時間前を過ぎての変更は、当初予約時間から保育料が発生します。

※小学生は別途消費税を加算いたします

例) 予約時点：9:00-18:00

→朝7時以降に保育開始時間を10:00-18:00に変更希望した場合、  
保育時間（保育料）は9:00-18:00のままとなります

## 未就学児（消費税非課税）

### 入会金

30,000円

ごきょうだいで入会の場合は、2人目は50%OFF  
3人目以降は無料となります。

### 更新料

10,000円

2年目以降は、毎年入会月に10,000円の更新料が発生します。  
ごきょうだいで利用の場合は、2人目から15%OFFとなります。  
※請求は入会月前月にいたします。

※お申し出がない限り、小学校卒業時まで自動更新です。

更新継続を希望しない場合は、入会月の前々月末までに必ずご自身で退会のお手続きをお願い致します。

※入会月は、会員専用サイト「プラン情報/各種届等」でご確認ください。

※更新後に退会された場合も、更新料の返金はございません。

### 月会費

5,600～29,380円

**病児保育のご利用がなくても月会費は毎月発生します**

月会費は年齢と病児保育の利用回数によって年に4回見直しを行います。詳しくはP.15をご覧ください。

●月会費には月1回目の病児保育利用料（9:00～17:00の8時間）が含まれます。

※9:00～17:00以外の時間帯の利用は保育料が発生します。

※無料枠を2回目以降や翌月に繰り越すことはできません。

●入会時の月会費は入会日時点のお子さんの年齢を基準に、  
月会費料金表（P.15）の「1回」の金額となります。

### 保育料

2,500円/時間

●保育料は終了引き継ぎが終わるまで5分毎に課金します。

月1回目の初回無料枠※（9:00～17:00の8時間）を超えてのご利用、または月2回目からの保育料は1時間あたり2,500円の保育料をいただきます。

### 発達支援料

3,000円/月

●発達支援料は月会費とあわせての請求となります。

### その他

●おやこレスキュー隊員の交通費は上限を1,000円として実費を頂きます。  
（ご登録いただいた住所情報を基に、最短時間で伺える経路を選択します）

●最寄駅からご自宅まで徒歩20分以上の場合は往復タクシー利用となります。

●お子さんと一緒に移動する場合も、安全のため原則タクシー利用となります。

●タクシー代や受診にかかる費用は当日精算となりますので「預り金」をご用意ください。



# 発達支援プランの料金について

病児保育のご利用に関わる料金について小学生は消費税を申し受けます。

## 小学生（消費税課税）

### 入会金 33,000円（税込）

ごきょうだいで入会の場合は、2人目は50%OFF  
3人目以降は無料となります。

### 更新料 11,000円（税込）

2年目以降は、毎年入会月に11,000円(税込)の更新料が発生します。  
ごきょうだいで利用の場合は、2人目から15%OFFとなります。

※請求は入会月前月にいたします。

※お申し出がない限り、小学校卒業時まで自動更新です。

更新継続を希望しない場合は、入会月の前々月末までに必ずご自身で退会のお手続きをお願い致します。

※入会月は、会員専用サイト「プラン情報/各種届等」でご確認ください。

※更新後に退会された場合も、更新料の返金はございません。

### 月会費 6,160～28,930円（税込）

病児保育のご利用がなくても月会費は毎月発生します

月会費は年齢と病児保育の利用回数によって年に4回見直しを行います。詳しくはP.15をご覧ください。

●月会費には月1回目の病児保育利用料（9:00～17:00の8時間）が含まれます。

※9:00～17:00以外の時間帯の利用は保育料が発生します。

※無料枠を2回目以降や翌月に繰り越すことはできません。

●入会時の月会費は入会日時点のお子さんの年齢を基準に、  
月会費料金表（P.15）の「1回」の金額となります。

### 保育料 2,750円/時間（税込）

●保育料は終了引き継ぎが終わるまで5分毎に課金します。

月1回目の初回無料枠※（9:00～17:00の8時間）を超えてのご利用、または月2回目からの保育料は1時間あたり2,750円(税込)の保育料をいただきます。

### 発達支援料 3,300円/月（税込）

●発達支援料は月会費とあわせての請求となります。

### その他

●おやこレスキュー隊員の交通費は上限を1,000円として実費を頂きます。  
（ご登録いただいた住所情報を基に、最短時間で伺える経路を選択します）

●最寄駅からご自宅まで徒歩20分以上の場合は往復タクシー利用となります。

●お子さんと一緒に移動する場合も、安全のため原則タクシー利用となります。

●タクシー代や受診にかかる費用は当日精算となりますので「預り金」をご用意ください。

# 月会費の見直しについて

月会費は年に4回、1月、4月、7月、10月に見直しを実施します。  
お子さんの年齢と直近3ヶ月の病児保育利用回数を基に、以下の月会費料金表にて月会費を確定します。

- 初回無料枠の利用も病児保育利用回数に含まれます。
- 入会后初めての月会費の見直しは入会日を含め、4ヶ月目以降の見直し実施月に行います。また、プラン変更があった場合は、ベーシックプランでの利用再開から4ヶ月目以降の見直し実施月に行います。
- 6歳のお子さんは小学校入学まで消費税非課税です。

※入会時の月会費は、入会日時点のお子さんの年齢を基準に「1回」の金額となります。

月会費料金表		直近3ヶ月の病児保育利用回数 (回)											
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	
子どもの年齢	0~1歳	非課税	6,680	9,980	13,580	16,380	19,380	21,580	23,880	25,580	27,180	28,280	29,380
	2~3歳		6,580	9,880	13,480	16,280	19,280	21,480	23,780	25,480	27,080	28,180	29,270
	4~5歳		6,480	9,780	13,380	16,080	19,080	21,280	23,580	25,280	26,880	27,980	29,080
	6歳以上 (未就学児)		5,600	8,600	11,900	14,400	17,200	19,200	21,300	22,800	24,300	25,300	26,300
	6歳以上 (小学生)	課税	6,160	9,460	13,090	15,840	18,920	21,120	23,430	25,080	26,730	27,830	28,930

上記の金額は実際の請求金額です。  
網掛け部分は消費税を含む金額です。

## ●参考

見直し実施月	見直しの基となる実績月	年齢の基準日	新月会費の適用月
1月	10月~12月分	2月1日	2月分~4月分
4月	1月~3月分	5月1日	5月分~7月分
7月	4月~6月分	8月1日	8月分~10月分
10月	7月~9月分	11月1日	11月分~1月分

例) 入会が4月の場合は、7月に初回見直しとなります。

入会が5月の場合は、10月が初回見直しとなります。その後は、3ヶ月ごとに見直しとなります。

## ご利用までの流れ

## 事務局からの連絡、ご請求の流れ

### 入会日後

#### 病児保育利用

月の初めてのご利用は9:00～17:00の8時間は保育料がかかりません。

(9:00より前、17:00より後の保育利用には保育料がかかります)

月2回目以降の保育料は1時間当りの料金を申し受けます。

保育ご利用5分ごとの課金です。

1日

入会日

15日

請求額確定メールの配信

初回のお支払いは「入会金」「入会月および翌月分月会費と発達支援料」をご登録のお支払い方法で請求します。

20日

クレジットカードでの請求

27日

口座振替での請求

### 2ヶ月目以降

(月会費お支払い継続)

#### 病児保育利用

15日

請求額確定メールの配信

お支払いは「翌月分月会費と発達支援料」をご登録のお支払い方法で請求します。  
前月に保育を利用した場合は、「保育料」「交通費他」を加算します。

20日

クレジットカードでの請求

27日

口座振替での請求

※入会キャンセルは入会日前日（フローレンスが休業日の場合は前営業日）正午までにメールにてお申し出ください。

## お支払い方法

### 病児保育のご利用がなくても月会費は毎月発生します

#### ●支払方法：

入会お申込時に、WEB上で口座もしくはクレジットカードの登録を行っていただきます。WEB上での登録ができない場合は、口座振替申込書をダウンロードの上ご郵送頂きます。

#### ●請求：

- ・クレジットカードの請求日：ご請求月の20日（土・日・休日の場合は、翌営業日）
  - ・口座振替の請求日：ご請求月の27日（土・日・休日の場合は、翌営業日）
- 月会費・発達支援料は前月請求、保育料は月末締の翌月請求
- 例) 1月請求（1月20日クレジットカード決済／1月27日口座振替）
- ・月会費・発達支援料：2月分
  - ・保育料：12月の保育料・隊員交通費他（利用があった方のみ）

#### ●新規入会の初回のお支払い（入会日当月）

入会金＋月会費2ヶ月分・発達支援料2ヶ月分

例) 1歳のお子さんが入会した時に必ず発生する費用（お子さん1名の新規ご入会の場合）

- ・入会金 30,000円
- ・月会費2ヶ月分  $9,980円 \times 2ヶ月分 = 19,960円$
- ・発達支援料2ヶ月分  $3,000円 \times 2ヶ月分 = 6,000円$

●請求の内容が確定しましたら、毎月15日頃までにメールにて連絡します。

●請求金額・明細につきましては、会員専用サイトにてご確認ください。

## 料金の未納

残高不足で口座振替およびクレジットカードでの決済ができなかった場合等は、メールにてご連絡しますのでご確認ください。お支払いが確認できるまで、病児保育はご利用いただくことができません。尚、利用停止中も月会費は発生します。

## 休会

産休・育休などで長期間、病児保育が必要でなくなった方へ

- 月会費・発達支援料なし
- 更新料10,000円※が発生します。
- 【休会届】のご提出が必要です。
- お子さんの病状により休会のお願いをする場合があります。

### 概要

- ◆発達支援プラン、もしくはベーシックプランに3か月以上在籍した方が対象です。
- ◆産休・育休やお仕事の諸事情により、6ヶ月以上フローレンスの病児保育が必要でなくなった方が対象です。
- ◆休会が利用できるのは、お子さんお一人につき2回までです。
- ◆利用再開後の月会費の見直しは、利用再開月から4ヶ月目以降の見直し実施月に行います。
- ◆利用再開時に、お子さんの病状などについてお伺いをする場合がございます。

### 手続き

- ◆月末までのお手続き完了で、翌々月1日より休会となります。
- ◆会員専用サイトから休会届のご提出手続きを完了してください。  
(手続き完了後、確定メールが送信されます。メールが届いていない場合、プラン変更が完了していません。[member@florence.or.jp](mailto:member@florence.or.jp)宛にお申し出ください)  
休会届のご提出が確認できない場合は、発達支援プランの継続となります。
- ◆会員専用サイトからお手続きいただけない場合は、[member@florence.or.jp](mailto:member@florence.or.jp)宛にメールにてお申し出ください。休会届のURLをご案内いたしますので、必ず期日までに休会届をご提出ください。
- ◆利用を再開される場合は、利用再開予定月の前々月末までに会員専用サイトより、再開手続きを完了してください。

### 料金

- ◆発達支援プランに復帰されるまで、月会費・発達支援料は発生しません。
- ◆月額コストなしで【会員枠を保持】し職場復帰に備えます。
- ◆更新料10,000円※が発生します。
- ◆更新後に退会された場合も、更新料の返金はありません。
- ◆利用再開時の月会費は、お子さんの年齢で月会費料金表利用回数1回の金額になります。

※小学生は別途消費税を加算いたします。

**フローレンスの料金制度は共済システムを導入しています。**  
**短期間での休会と発達支援プランの切替はご遠慮ください。**

## 退会

お子さんの成長に伴い、病児保育が必要なくなった方へ

- 退会のお申し出がない場合は、2年目以降も継続となります。  
※小学校卒業時まで自動更新です。
- 【退会届】のご提出が必要です。
- お子さんの病状により退会のお願いをすることがあります。

### 手続き

- ◆月末までのお手続き完了で、翌月末をもって退会となります。  
退会日は、月の末日となります。月の途中での退会は承ることができません。
- ◆会員専用サイトから退会届のご提出手続きを完了してください  
退会届のご提出が確認できない場合は、利用されているプランの継続となります。
- ◆会員専用サイトからお手続きいただけない場合は[member@florence.or.jp](mailto:member@florence.or.jp)宛にメールにてお申し出下さい。  
退会届のURLをご案内しますので、必ず期日までに退会届をご提出ください。
- ◆退会届は【お子さん1名ごと】にご提出ください。
- ◆退会月に病児保育を利用された場合の保育料は、退会月の翌月の請求となります。  
ご登録の振替口座およびクレジットカードは、退会日の3ヶ月後に登録を解除します。
- ◆退会后、再度ご利用を希望された場合は、新規入会と同様の手続きが必要となり、入会金も発生します。



## 入会キャンセル

### 入会手続き後に、病児保育が必要なくなった方へ

- 入会手続きが完了し、事務局から入会確定メールが配信されますと、病児保育ご利用の有無に関わらず利用会員規約に則り月会費等の支払い義務が生じます。
- 入会キャンセルのご希望は入会確定メール記載の「入会日※」前日（フローレンスが休業日の場合は前営業日）の正午までに、[member@florence.or.jp宛にメールにて事務局へお申し出ください](mailto:member@florence.or.jp)。  
会員専用サイトのプラン変更では、入会キャンセルをお受けしておりません。

### 留意事項

- ◆「入会日」を過ぎての入会キャンセルはお受けいたしかねます。  
P.19に記載の通り、所定の退会手続きをお願いいたします。

※「入会日」は会員専用サイト「プラン情報/各種届等」でご確認ください